

「大分銀行ハッピーカードローン（返済口座不要タイプ）」ご契約手続きのご案内

1. 必要書類のFAXについて

(1) 以下「2.」に記載した必要書類を「大分銀行ダイレクトセンター」へFAXしてください。

【FAX番号】 **097-534-1130**

(2) 大分銀行に必要書類が到着し所定の手続き完了後に、カードローン口座の開設ならびにお客さまのご自宅へのカード発送を行います。

2. 必要書類

(1) 以下の書類に必要事項をご記入のうえ、FAXしてください。

書類名	ご注意事項
「大分銀行ハッピーカードローン(返済口座不要タイプ)」申込書 (兼当座貸越契約書 兼保証委託申込書 兼保証委託契約書)	太枠内をもれなくご記入ください。
個人情報の取扱いに関する同意書	「お申込日」欄および「ご署名」欄を必ずご記入ください。
ローンカード暗証届	太枠内をもれなくご記入ください。
「外国の重要な公人」確認シート	太枠内をもれなくご記入ください。

(2) 以下のいずれかのご本人確認資料のコピーをFAXしてください。

※現在有効で、かつ現在の氏名・住所・生年月日が記載されているものに限りです。

書類名	ご注意事項
運転免許証	表面・裏面の両面が必要となります。
健康保険証	氏名・現住所および被保険者・被扶養者のページが必要となります。 カード型の場合は表面・裏面の両面が必要となります。
パスポート	写真および住所のページ (日本国内で発行のもので所持人記入欄に現住所の記載あるもの)
マイナンバーカード (個人番号カード)	表面が必要となります。 ※通知カード(顔写真なし)は取扱いできません。
在留カード・特別永住者証明書	在留カードの場合は永住権の記載があるもの。

3. ご注意事項

(1) 必ず、お申込みのご本人さまがご記入ください。

(2) 大分銀行と既にお取引があり、登録されている氏名・住所・生年月日等の内容とお申込みの内容が相違する場合や、外国の重要な公人に該当する場合など、条件によってはFAXでのご契約ができない場合がございますのでご了承ください。

※その場合は、店頭でのご契約となります。

(3) ご提出された書類は返却しません。

(4) ご提出された書類に不備等がある場合は、再度提出をお願いする場合やお手続きに時間がかかる場合がありますのであらかじめご了承ください。

(5) FAXした書類がお客さま控えとなりますので、大切に保管してください。

お問い合わせ先

大分銀行ダイレクトセンター

TEL : 0120-849-060

(平日9:00~20:00 ※祝日はご利用できません。土日9:00~17:00)

太枠内をご記入ください。

ご提出書類③

ご提出書類③

ローンカード
暗証届 大分銀行「大分銀行ハッピーカードローン（返済口座不要タイプ）」ローンカード暗証届

大分銀行 御中

私は、「大分銀行ハッピーカードローン（返済口座不要タイプ）」の取引に使用する暗証番号を以下の通り届けます。なお、本暗証届の暗証番号部分は銀行所定の時期に廃棄（裁断）されることに同意します。

太枠内をもれなくご記入ください。

お申込日	令和 1年 11月 15日	フリガナ	ダイギン タロウ	性別	1.男	生年	昭和 60年 10月 15日
申込人お名前	大銀太郎	フリガナ	オオイタシ シロサキマチ	性別	2.女	生年	月日 (31)歳
ご自宅住所	〒870-0026 ※マンション名・アパート名、号室までご記入ください。 大分市城崎町 2-6-32 大銀太郎						

暗証番号は同一番号、連続番号、生年月日、電話番号など、他人に推測されやすい番号はご使用いただけません。
【ご使用いただけない暗証番号の具体例】

項目	内容
同一番号	0000、1111、2222、3333、4444、5555、6666、7777、8888、9999
連続番号	0123、1234、2345、3456、4567、5678、6789、7890、8901、9012、0987、9876、8765、7654、6543、5432、4321、3210、2109、1098
生年月日	例：昭和60年（西暦1985年）11月15日生まれの方の場合 6011、6015、1115、1985、8511、8515
電話番号	電話番号4桁 例：ご自宅の電話番号が584-1130の場合、1130など

暗証番号 ○ ○ ○ ○

注意事項を確認のうえ記入してください。

お申込日はご記入日を記入してください。

本人確認書類の住所と異なる場合は、取扱いできません。

記入された内容を訂正する場合は、二重線で抹消のうえ、訂正署名（フルネームを記入）してください。

ご提出書類④

「外国の重要な公人」
確認シート

ご提出書類④

に該当する方または過去に該当
お客さまが「外国の重要な公人」
かつ必要となりました。

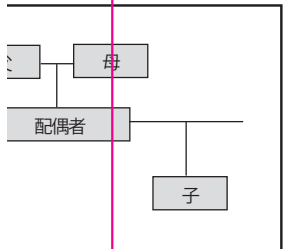
本人確認書類と同一の名義・
字体でご記入ください。

ご提出書類④

に該当する方または過去に該当
お客さまが「外国の重要な公人」
かつ必要となりました。

ご提出書類④

に該当する方または過去に該当
お客さまが「外国の重要な公人」
かつ必要となりました。



3. 確認項目

「外国の重要な公人」への該当性についてご記載ください。

記入日	1年 11月 15日	氏名	大銀太郎
外国の重要な公人	該当有無	公的地位・関係性	
	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当あり	国・地域名： 地位・職位：	本人との関係性：

※「外国の重要な公人」に該当する場合は、「該当あり」欄にチェックいただくとともに、具体的な該当性（国名や職位などの具体的な地位、本人との関係性（本人・配偶者・子など））をご記載ください。

※将来、「外国の重要な公人」またはその家族に該当した場合は、速やかに営業店窓口にご連絡ください。

外国の重要な公人に該当する場合は記入してください。該当の場合は、銀行窓口での取扱いとなります。

株式会社 大分銀行 御中
アコム 株式会社 御中(保証会社)

- 私は、株式会社大分銀行(以下、「銀行」という)に標記ローンの借入を申込みます。また、標記ローンの借入にあたり、「カードローン契約(当座貸越契約)」の各条項に従います。
- 私は、「保証委託約款」を異議なく承認のうえ、保証委託先であるアコム株式会社(以下、「保証会社」という)に私の連帯保証人になることを依頼します。保証会社承諾のうえは、債務弁済の義務を履行します。

お客様へ

- ご印鑑は不要です。
- お申込の前に「個人情報取扱いに関する同意書」「カードローン契約書(当座貸越契約書)」および「保証委託約款」をよくお読みください。
- FAXで送付いただいた場合は、銀行がFAXを受信して印字した書面が本申込書兼契約書の原本となります。
- ご契約日は、銀行が本申込書兼契約書および本人確認資料等を受取り、所定の手続きが完了した日とし、銀行が記入するものとします。

収入印紙

200円
(銀行負担)

割印

ご契約日 令和 年 月 日 ※ご契約日は銀行が記入します。

お申込日 令和 年 月 日

◎既に審査がお済みの方は、太枠(ピンク)の中のみご記入ください。

お申込ご本人について	(フリガナ)		性別	生年月日	ご家族	
	申込者お名前		1.男 2.女	昭平令 年 月 日 ()歳	1.独身 2.既婚	扶養家族 ()人
	自宅ご住所	〒□□□-□□□□ ※マンション名・アパート名、号室までご記入ください。	自宅電話	() - ()	(名義)	1.ご本人 2.ご家族 3.その他()
	お住まい	持家 1.一戸建て(自己所有) 2.マンション(自己所有) 3.一戸建て(家族所有) 4.マンション(家族所有) 賃貸 5.一戸建て 6.マンション 7.アパート 8.公団 9.公営 社宅 10.一戸建て 11.マンション 12.アパート 13.寮 入居年月 昭平令 年 月 日	住宅ローン	あり 毎月返済額 千円 ボーナス返済額(年間) 千円 なし	携帯電話	() - () (名義) 1.ご本人 2.ご家族 3.その他()

お勤め先	(フリガナ)		お仕事の内容		雇用区分	収入形態
	お勤め先名		1.事務 2.営業 3.販売 4.労務 5.運転手 6.技能	7.技術 8.個人経営 9.法人経営 10.接客 11.学生	1.正社員・自営 2.嘱託・派遣 3.パート 4.アルバイト 5.季節工・期間工	1.固定給 2.一部歩合制 3.完全歩合制
	所在地	〒□□□-□□□□ ※ビル名、号室までご記入ください。	電話番号	() - ()	内線	保険種類
	業種	所属部署	従業員数	入社年月	出向・派遣	税込年収
		1.1~10人 2.11~30人 3.31~100人 4.101~500人 5.501人以上	昭平令 年 月 日	1.あり 2.なし	万円	
		※「1.あり」を選択された方は、下の出向・派遣先欄を必ずご記入ください。←				
出向・派遣先	(フリガナ)		業種		所属部署	
お勤め先名			電話番号	() - ()		
所在地	〒□□□-□□□□ ※ビル名、号室までご記入ください。		※お勤め先無職の方は①お勤め先名欄に「無職」、②税込年収欄に「配偶者の年収」、③保険種類欄をご記入ください。年金受給の方は①お勤め先名欄に「年金受給」、②税込年収欄に「年金収入」、③入社年月欄に「年金支給開始日」、④保険種類欄をご記入ください。			

大分銀行ハッピーカードローン(返済口座不要タイプ)

ご利用限度額	10万円以上 500万円以内※1
ご返済日	毎月20日(休日の場合は翌営業日)※2
ご返済額	前月末のご利用残高に応じた金額※3
お借入金利	年5.0%~14.5%(固定金利・保証料込) ◎お借入限度額に応じて決定します。

- ※1.ご利用限度額は、上記の範囲内で決定させていただきます。カード受取時にご確認ください。
※2.毎月1日~20日の間に返済してください。
※3.詳しくは「カードローン契約(当座貸越契約)」をご覧ください。

お借入状況	金融機関	件	万円
	(うち住宅ローン)	件	万円
	信販・クレジット会社	件	万円
	消費者金融会社	件	万円
合計	件	万円	

カードローン口座番号

※カードローン口座番号は銀行で記入します。

振込借入を希望される場合のみご記入ください。

お振込口座	金融機関名	
	支店名	
	口座番号	普通
	振込借入希望金額	万円

ローンカードが到着するまでにお借入を希望される方は、ご指定の預金口座に借入希望額を振込みさせていただきます。

※ご本人さま名義の口座に限りませす。
※ご希望の金額がご利用限度額を超える場合は、ご利用限度額とさせていただきます。
※取扱いができない金融機関もございますがご了承ください。

お申込にあたっての留意事項

※お申込受付後、審査結果のご連絡は、在籍のご確認と合わせましてお客様の勤務先へさせていただきますので予めご了承ください。

※銀行または保証会社は、お客様が同意事項の内容の全部または一部を承認しない場合(ご署名いただけない場合を含む)、取引のお申込に対する承諾をしない場合があります。

※審査の結果、ご希望にそいかなることもございますのでご了承ください。なお、本申込書兼契約書は返戻いたしません。

(銀行使用欄)

案件区分	1.新規 2.再審査 3.増枠	顧客番号		融資基本口座番号		商品コード	4 8
------	-----------------	------	--	----------	--	-------	-----

受付店	ダイレクトセンター	ご契約極度額(保証上限金額)	万円	カード発行日	年 月 日	お借入金利	%
勘定店	支店(店番)	在籍確認日	年 月 日	検印	係印		
センター長	次長 代理 係 受付	在籍確認実施印	在籍確認を行わない場合の理由				
				振込借入金額	万円		

カードローン契約（当座貸越契約）

第1条（取引方法）

- カードローン契約（以下、「本契約」という。）にもとづく取引は、銀行本支店のうちいずれか1か店のみ開設できるものとします。
- 銀行は、本契約に使用するために、カードを発行し、借主に貸与します。
- 本契約にもとづく取引は、カードの使用により、現金自動支払機（現金自動預入支払機を含む。以下、「ATM」という。）によるものとします。
- 借主は、前項に定める方法により、銀行から金銭を借り入れた場合に、金銭消費貸借契約が成立することを確認し、銀行に対し、本契約に従って元本を返済し、利息を支払うことを約します。

第2条（契約期間）

- 借主は、本契約成立日の1年後の店営業日が属する月の末日（銀行休業日の場合は翌営業日）までの期間、借入を行うことができるものとします。ただし、契約期間満了日の前日までに銀行あるいは借主のいずれか一方より特段の意思表示がない場合には、この期間はさらに1年間延長するものとし、以降も同様とします。
- 契約期間満了日の前日までに、銀行あるいは借主から期間の延長を行わない旨の申出がなされた場合は、以下の通りとします。
 - カードは銀行に返却します。
 - 2契約期間満了日の翌日以降、当座貸越は受けられません。
 - 3当座貸越元金利息は第9条（約定返済・任意返済）に従い返済し、完済した日に、本契約は当然終了するものとします。
- 契約の終了については、以下の通りとします。
 - 1借主は、70歳の誕生日以降、当座貸越は受けられません。
 - 2借主は、70歳の誕生日現在の当座貸越元金利息を第5条（約定返済・任意返済）に従い返済し、完済した日に本契約は当然終了するものとします。
 - 3契約期間満了日に当座貸越元金利息がない場合は、本契約は当然終了するものとします。
 - 4契約終了の本証書は借主に返却することなく銀行が破棄することに異議を述べないものとします。

第3条（貸越極限度額）

- 本契約の貸越極限度額は、契約方法により以下の通りとします。
 - 1対面での契約の場合
本契約の貸越極限度額は、審査終了後に借主の意思確認を行った上で銀行が記入することを承諾します。また、貸越極限度額は、本契約後に引き渡しを受ける「当座貸越契約書（写）」または「契約内容確認書」で確認します。申し出の極限度額と相違する場合は、本契約成立日から1か月以内に申し出るものとし、本期間内に申し出のない場合は承諾したものとします。
 - 2非対面での契約の場合
本契約の貸越極限度額は、ご利用限度額の範囲内で銀行が決定し、借主に通知します。また、銀行がこの極限度額を超えて融資した場合には、その金額は当座貸越として本契約が適用されることとなります。銀行への請求またはATMによる入金時に極限度額を超えた金額を支払います。
- 前項にもかかわらず、銀行は本契約の貸越極限度額を、加算または減額できるものとします。この場合銀行は、変更後の貸越極限度額および変更日を借主に通知します。

第4条（貸越元金利息・損害金等）

- 本契約の貸越元金利息は銀行所定の利率（この取引のために銀行が負担する保証会社の保証料相当額を含む年率）とします。
- 貸越元金利息の計算方法は、毎日の最終残高100円以上（ただし、返済方法が第6条(2)に定めるATMによる当座勘定へ入金の場合は毎日の最終残高1,000円以上）について、貸付利率を100円とし、毎月約定返済日に銀行所定の利率ならびに方法により計算し、貸越元金を組入れるものとします。
- 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は銀行所定の利率を一般に行われる程度のもに変更することができるものとします。
- 銀行は、借主に通知することなく、利率の上下幅の変更を行うことができるものとします。
- 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金割合は、年14.6%（年365日の日割計算）（返済方法第9条(2)に定めるATMによる当座勘定へ入金の場合は貸越利率）とします。

第5条（約定返済・任意返済）

- 毎月の約定返済は、第6条（返済方法）に定める返済方法に応じて以下の通りとします。
 - 1自動支払いの場合
毎月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、約定返済日前日の最終貸越残高を基準貸越残高として、以下の通り返済を行うものとします。

基準貸越残高	毎月の返済金額
2千円未満	当該金額
2千円以上 10万円以下	2,000円
10万円超 20万円以下	4,000円
20万円超 30万円以下	6,000円
30万円超 40万円以下	8,000円
40万円超 50万円以下	10,000円
50万円超 250万円以下	貸越残高が10万円増すごとに返済金額が2,000円増加する
250万円超 300万円以下	60,000円
300万円超 350万円以下	70,000円
350万円超 400万円以下	80,000円
400万円超 450万円以下	90,000円
450万円超 500万円以下	100,000円

(2)ATMによる当座勘定への入金の場合

- ①毎月10日（銀行休業日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、当月1日から約定返済日（以下、「約定返済期」という。）までに、前月末の最終貸越残高を基準貸越残高として、以下の通り返済を行うものとします。

基準貸越残高	毎月の返済金額
1千円以上 2千円未満	1,000円
2千円以上 10万円以下	2,000円
10万円超 20万円以下	4,000円
20万円超 30万円以下	6,000円
30万円超 40万円以下	8,000円
40万円超 50万円以下	10,000円
50万円超 250万円以下	貸越残高が10万円増すごとに返済金額が2,000円増加する
250万円超 300万円以下	60,000円
300万円超 350万円以下	70,000円
350万円超 400万円以下	80,000円
400万円超 450万円以下	90,000円
450万円超	100,000円

- ②前記①の場合に、基準貸越残高が、前記①に定める「毎月の返済金額」に満たない場合は、入金処理をいたしません。
- ③返済を遅延している場合は、ATMでは、延滞金額（複数回延滞の場合は合計延滞金額、以下同じ）以上の入金処理のみ可能とします。また、延滞期間中に翌月の約定返済期間が到来した場合は、延滞金額と同額または延滞金額と翌月の返済金額の合計金額以上の入金処理のみ可能とします。

- 前項の場合に以下の約定返済のほか、ATMの利用等により、当座貸越口座へ任意の金額を返済できるものとします。ただし、ATMによる当座勘定への入金の場合、入金金額が貸越残高を超える場合は入金処理いたしません。

第6条（返済方法）

この取引の返済は以下の方法によるものとします。

- （1）自動支払い
①銀行における借主名義の預金口座を返済指定預金口座として自動引落しにより返済する方法。（以下、「自動支払い方式」という。）
②この方法による場合、借主は、約定返済日までに前条による「毎月の返済金額」相当額を返済指定預金口座に預け入れておくものとします。
③銀行は、約定返済日に請求書によらずとも返済指定預金口座から払戻しを行い、毎月の返済にあてます。ただし、返済指定預金口座の残高が毎月の返済金額に満たない場合には、銀行はその一部返済にあっては取扱いしないものとします。
④万1預け入れが遅延した場合は、預け入れがあった後、銀行はいつでも前記③と同様の取扱いを行い、返済にあっては取扱いしないものとします。
⑤前記③および④の手続きにおいて、他に支払い請求があった場合は銀行に対する他の返済がある場合には、この支払いまたは返済の順序については、銀行の任意とします。
- （2）ATMによる当座勘定への入金
銀行および銀行が提携している機関のATMによりカードにて直接返済する方法（以下、「ATM返済方式」という。）
（3）その他銀行が認める方法

第7条（諸費用の引落し）

本契約に関し、借主が負担すべき印紙代等の費用は、銀行所定の日、方法により、請求書によらず返済指定預金口座に自動的に引落されるものとします。

第8条（期限前の全額返済義務）

- 借主に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 1破産、民事再生手続開始の申立があったとき、または借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申請したとき。
 - 2借主が前号の準備中を表明したとき等支払いを停止したと認められる事実が発生したとき。
 - 3手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - 4借主またはその保証人の預金への他銀行に対する債権について仮差押、保全差押、または差押の命令、通知が發送されたとき。
 - 5借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
 - 6この債務の保証金、保証提供先から保証の中止または解約の申出があったとき。
 - 7借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
- 2この場合には、銀行からの請求によって、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

- るものとします。
 - 1借主が銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - 2借主が銀行との取引約定に違反したとき、あるいは第17条（届出事項）に基づく銀行への報告または銀行へ提出する書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。
 - 3借主が借入の際に銀行に申出した資金使途と異なるものこの契約による融資資金を充てたとき。
 - 4前各号に準じたような債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
 - 5借主または借主の保証人が第9条（反社会的勢力の排除・期限の利益の喪失）に該当したとき。
 - 6前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元金利息（損害金を含む）の返済ができなくなる事由が生じたとき。
- 3前項において、借主が銀行に対する住所変更の届出を怠り、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により、銀行からの請求が延着した場合は、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。

第9条（反社会的勢力の排除・期限の利益の喪失）

- 借主または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等（ゴロム）または特殊知能暴走集団（オタク）その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認します。
 - 1自己、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、または、不当に暴力団員等を利用して認められる関係をするること。
 - 2暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係に存在すること。
 - 3暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 借主または保証人は自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確認します。
 - 1暴力的な要求行為
 - 2法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 4風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を棄損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - 5その他前各号に準ずる行為
- 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確認に即して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対して当該借主の債務の期限の利益を失い、直ちに借入を弁済することを確認します。
- 前項の規定を適用し、借主または保証人に損害が生じた場合には、銀行にのみならず請求をいせぬ。また、借主に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負うものとする。
- 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第10条（取消、中止、解約等）

- 警察庁が作成した「振り込め詐欺などに利用されたため凍結した口座の名義人情報である「凍結口座名義人リスト」等に該当した場合、銀行は事前の通知なく本契約を取消することができるものとします。
- 第9条（約定返済・任意返済）に定める約定返済がない場合、または第8条（期限前の全額返済義務）により本契約による一切の債務について期限の利益を失った場合には、新たな貸越は受けられないものとします。
- 前項のほか、債務の保全その他相当の事由がある場合は、銀行はいつでも新たな貸越を中止することができるものとします。
- 第1項に該当した場合、または前条各号の事由が生じた場合には、銀行はいつでも当座貸越を中止し、本契約を解約することができるものとします。
- 本契約が解約された場合は、直ちにカードを返却し、当座貸越元金利息の全額を返済するものとします。
- 契約の取消または解約により生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第11条（銀行からの相殺）

- 銀行は、本契約による債務のうち返済日が到来したもの、または第8条（期限前の全額返済義務）によって返済しなければならない本契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかにかかわらず、相殺することができます。この場合、書面により通知します。
 - 1前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めにより、ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前貸付利率により約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第12条（借主からの相殺）

- 借主は、本契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、本契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
 - 1前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は毎月約定返済日とします。この場合、相殺計算を実行する日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行へ提出するものとします。
 - 2第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めにより、ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前貸付利率により約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第13条（債務の返済等における順序）

- 銀行が借主の返済に際しては、本契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、本契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち、借主が返済に際しては、銀行は返済に際しては、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。ただし、第2項のお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第14条（代り証書等の差し入れ）

事変（災害等）銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

第15条（印鑑照合）

銀行が、この取引にかかわる諸書その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印した印影または返済用預金口座の届出印影と相当の注意をもって照合し、相違ないことを認めたときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第16条（費用の負担）

- 借主または保証人に対する権利の行使または保全に要した費用は、借主が負担するものとします。
- 銀行が前項の費用を立て替えて支払った場合には、借主および連帯保証人は、その立替金につき、年14.0%の割合（年365日の日割計算）による損害金を支払います。

第17条（届出事項）

- 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面届け出るものとします。
- 借主が前項の届出事項を行った場合、借主が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第18条（報告および調査）

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認め報告をした場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態について直ちに請求し、また調査に必要な便宜を提供するものとして答えます。
- 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化が生じたときは、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

第19条（債権譲渡）

- 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下、本条においては信託を含む。）することがあります。
- 前項により債権が譲渡された場合、借主は譲渡先に対して、従来どおり本契約条項に定める方法により、毎回の元金と返済額を支払います。

第20条（成年後見人の届出）

- 借主は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を銀行へ書面によって届け出るものとします。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様届け出るものとします。
- 借主は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を銀行へ書面によって届け出るものとします。
- 借主は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に銀行へ届け出るものとします。
- 借主は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に銀行へ届け出るものとします。
- 前4項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第21条（合意管轄）

本契約にもとづく請求に関して訴訟の必要を生じた場合には、借主は銀行本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄地とすることに同意します。

第22条（契約締結時の振込借入）

私が当座貸越契約の締結と同時に借入を希望する場合は、本契約に申し出た当座貸越専用カードローン支払請求書および振込依頼書の提出、新たに作成された当座貸越専用口座への振込金額（利用可能金額）を抽出し、指定口座へ振込手続きを行うことに同意します。

第23条（契約の変更）

- この契約の各条項は、以下の場合、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があるとして認められる場合は、民法48条の規定にもとづき変更するものとします。
 - 1本契約の変更が借主の一般の利益に適合する場合
 - 2本契約の変更が借主と銀行との間の契約を互に目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他借主の合理的な事情に照らして合理的である場合
- 前項によりこの契約の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット上またはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 前項の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

保証委託約款

第1条 (保証委託の内容)

- 私の委託に基づいてアコム株式会社（以下「保証会社」という。）が負担する保証債務は、私が株式会社大分銀行（以下「銀行」という。）の「大分銀行ハッピーカードローン当座貸越契約書」（以下「契約書」という。）に基づいて、銀行に対して負担する借入金、利息、遅延損害金、その他一切の債務を主債務とした連帯保証債務とします。
- 保証委託の期間は、契約書に基づく私と銀行との契約の期間と同一としますが、当該契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。

第2条 (保証債務の履行)

- 保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なしに、保証会社が弁済しても異議はありません。
- 保証会社が前項の代位弁済によって取得する権利の行使に関しては、本約款（「個人情報の取り扱いに関する同意書」を含む。以下同じ。）のほか、規定の各条項が適用されるものとします。

第3条 (求償権)

- 私は、保証会社の私に対する求償権について直ちに弁済するものとし、その範囲は履行金額のほか、履行日以後の損害金および支払のために要した費用およびその他債権の履行または保全のために要した費用を含むものとします。
- 私は保証会社が代位弁済を実行した後、未払の残元本、利息、遅延損害金、費用に加え、保証会社に対する求償権債務を弁済するまでの期間においては、保証会社の保証履行金額に対して年14.5%（365日の日割り計算）による損害金を支払うことに同意します。

第4条 (事前求償)

- 私が下記の各号の1つにでも該当した場合には、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議はありません。
 - 主債務の弁済期が到来したとき、または主債務の期限の利益を失ったとき
 - 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立があったとき
 - 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
 - 支払を停止したとき
 - 手形交換所の取引停止処分があったとき
 - 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
 - その他保証会社が債権保全のために必要と認めるとき

第5条 (中止・解約・終了)

- 原債務または保証会社あて債務の不履行など保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 私が、暴力団員等もしくは本項(1)①～⑤のいずれかに該当し、もしくは本項(2)①～⑤のいずれかに該当する行為をし、または本項(1)の規定にもとづく表明・確約に関し

- て虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。
- (4)本項(3)の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私とその責任を負います。
- 前項および前々項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済、その他必要な手続を取り、保証会社に負担をかけません。
- 私と銀行との間の規定に基づく契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は保証会社が保証依頼書を私あてに返却しない取扱いをしたとしても異議ありません。

第6条 (弁済の充当順位)

- 私の弁済した金額が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。
- 私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私の弁済した金額が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。

第7条 (通知義務・書類等の提出)

- 私が住所、氏名、勤務先等の事項を変更し、または保証会社の求償権行使に影響のある事態が生じたときは、保証会社に対し直ちに届出をします。
- 私は、銀行に対する借入債務の履行または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまで、保証会社による私の財産、収入、信用等に関する調査に協力するとともに、当該調査に何ら異議を述べません。
- 前第1項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到着したものとします。

第8条 (信用情報機関の登録)

- 私は、本約款に基づく契約に関する会員の個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報）を保証会社が加盟する信用情報機関に提供し、各信用情報機関は、当該個人情報をそれぞれが定める一定期間登録することを承諾します。
(注) 詳しくは、「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載しています。

第9条 (住民票等の取寄せ)

- 保証会社が債権保全上必要とするときは、私の住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等を取り寄せることを承諾します。

第10条 (費用の負担)

- 保証会社が第2条第1項の弁済によって取得した権利の保全、行使もしくは処分を要した費用およびこの契約から生じた一切の費用は、私の負担とし、保証会社の請求により直ちに保証会社に支払います。

第11条 (公正証書の作成)

- 私は、保証会社が請求したときには、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続をとるものとします。

第12条 (債権の譲渡)

- 私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

第13条 (管轄裁判所の合意)

- 私は、この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、訴訟のいかんにかかわらず保証会社の本社所在地または営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第14条 (履行の請求の効力)

- 保証会社が私または連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、私および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

第15条 (約款の変更)

- この約款の各条項は、以下の場合、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
 - 本約款の変更が借主の一般の利益に適合する場合
 - 本約款の変更が借主と銀行との間の契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的である場合
- 前項によるこの約款の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 前二項による変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

ロ ー ン カ ー ド 規 定

1. (カードの発行)

ローンカード(以下「カード」という。)は、当座貸越契約(以下「ローン契約」という。)に基づき、当行が発行します。

2. (カードの利用)

当行ならびに当行がオンライン現金自動支払機(現金自動預入支払機を含む。以下「ATM」という。)の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関(以下「提携先」という。)のATMを使用して、当座貸越口座から当座貸越金を借入れる場合(以下「借入れ」という。)に利用することができます。

3. (ATMによる借入れ)

- (1)ATMを使用して当座貸越の借入れを行う場合は、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をATMの画面表示等の操作手順に従って操作してください。
- (2)ATMによる1回あたりおよび1日あたりの借入金額は当行所定の金額の範囲内とします。
- (3)当行ならびに提携先のATMにより借入れを行う場合は、その金額と第6条の手数料金額との合計額が当座貸越口座の借入可能な金額を超えるときは借入できません。

4. (ATMによる入金)

- (1)ATMを使用して当座貸越口座へ入金する場合は、ATMにカードを挿入し、ATMの画面表示等の操作手順に従って操作してください。
- (2)ATMによる入金は、当行所定のATM機種および紙幣の種類に限り、また、1回あたりの入金は当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

5. (ATMによる振込)

- (1)ATMを使用して当座貸越口座から借入れを行い、振替により振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って操作してください。
- (2)ATMによる1回あたりおよび1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。

6. (ATM利用手数料)

- (1)ATMを使用して借入れおよび振込を行う場合は、当行および提携先所定のATMの利用に関する手数料(以下「ATM利用手数料」という。)をいただきます。
- (2)ATM利用手数料は、借入れ時に借入請求書なしで自動的に貸越金に組入れます。なお、提携先のATM利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3)振込手数料は、振込資金の借入れ時に借入請求書なしで自動的に貸越金に組入れます。

7. (ATM故障時の取扱)

停電、故障等によりATMによる借入れができないときは、窓口営業時間内に限り、カードにより借入することができます。この場合は、当行所定のカードローン請求書に署名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、提携先の窓口ではこの取扱いはしません。

8. (カード・暗証番号の管理等)

- (1)当行は、ATMの操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ貸出を行います。
- (2)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる借入れの停止措置を講じます。

9. (偽造カード等による借入れ等)

偽造または変造カードによる借入れについては、本人の故意による場合または当該借入れについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、本人は当行に対して当該借入れにかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。ただし、補償限度額は100万円とします。

10. (盗難カードによる借入れ等)

- (1)カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた借入れについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該借入れにかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)前項の請求がなされた場合、該当借入れが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた借入れにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を補てんするものとし、

ただし当該借入れが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとし、

いずれの場合も補償限度額は100万円とします。
(3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な借入れが最初に行われた日。)から、2年経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ①当該借入れが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ②戦争、暴動等により著しい社会秩序の混乱に乗じたまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

11. (カードの盗難、紛失および届出事項の変更等)

(1)カードの盗難・紛失した場合、または氏名、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出してください。

12. (カードの再発行等)

- (1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の時間をおくことがあります。
- (2)カードの再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をいただきます。

13. (ATMへの誤入力)

ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先のATMを使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

14. (解約、カードの利用停止等)

- (1)カードローン取引を解約または終了する場合にはカードを当行に返却してください。
- (2)カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第、直ちにカードを当行に返却してください。
- (3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。
 - ①第15条に定める規定に違反した場合
 - ②カードローン口座に関し、最終の入金または借入れから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

15. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

16. (カードの有効期限)

カードの有効期限はローン契約書に定める契約期間とします。なお、ローン契約の契約期限を延長したときは、カードの有効期限を自動的に延長します。

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、別途契約の当該ローン契約の各条項により取扱います。

18. (規定の変更)

- (1)この規定の各条項は、以下の場合、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
 - ①本規定の変更が借主の一般の利益に適合する場合
 - ②本規定の変更が借主と銀行との間の契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的である場合
- (2)前項によるこの規定の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3)前二項による変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2020年4月)

■私は下記各条項を確認のうえ同意します

お申込日 令和 年 月 日
ご署名

個人情報の取扱いに関する同意書

株式会社大分銀行 御中
アコム株式会社 御中 (保証会社)

私(契約者および保証人(申込者および保証予定人を含む。以下同じ。))は、株式会社大分銀行(以下、「大分銀行」という。)と保証会社(以下「保証会社」という。)に対し、上記ローンの申込(以下「本申込」という。)または契約(以下「本契約」という。)の締結にあたり、下記の条項を確認のうえ、私の個人情報および個人関連情報が利用されることに同意します。

第1条 銀行の個人情報および個人関連情報の利用目的

1. 【業務内容】

- (1) 預金業務、内国為替業務、融資業務、外国為替業務、両替業務およびこれらに付随する業務
(2) 担保融資業務、保険融資業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
(3) その他、銀行法等により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)

2. 【利用目的】

- (1) 各種金融商品の口座開設等、金融商品その他サービスのお申込受付のため
(2) 犯罪収益移転防止法に基づきご本人さまの確認等または金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
(3) 預金取引または融資取引における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
(4) 融資のお申込その他継続的なご利用等に際しての判断のため
(5) 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
(6) 与信事業に際して個人情報や信用情報に関する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で個人情報を第三者に提供するため
(7) 他の事業者等に個人情報の処理の全部または一部について委託する場合等において、委託する当該業務を適切に遂行するため
(8) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
(9) お客様との契約、法律等に基づく権利の行使または業務の履行のため
(10) 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品またはサービスの研究もしくは開発のため(※1)
(11) ダイレクトメールの発送等、金融商品その他サービスに関する各種ご提案のため(※2)
(12) 提携会社等の業務その他サービスに関する各種のご提案のため(※2)
(13) 各種お取引の解約またはお取引終了後の事後管理のため
(14) 各種お取引にかかる法定調査(支払調書)を作成するため
(15) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

※1 お客様の閲覧履歴や取引履歴、グループ会社から取得した情報等を分析し、お客様のニーズに応じた金融商品またはサービスの研究・開発等を行うことを含みます。

※2 お客様の閲覧履歴や取引履歴、グループ会社から取得した情報等を分析し、お客様のニーズに応じた各種商品・サービスに関する広告等のために利用することを含みます。

●大分銀行が、与信事業に関連してお客様の個人情報を利用する際は、お客様の書面による同意を得るものとします。

- 銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人情報情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
○ 銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる場合以外に取得・利用・第三者提供いたしません。
○ 個人番号等については、お客様の同意の有無に関わらず、法令に定められた目的以外で取得・利用・第三者提供等はいたしません。

第2条 保証会社の個人情報および個人関連情報の利用目的

私は、保証会社が、個人情報の保護に関する法律に基づき、私の個人情報および個人関連情報を、下記の利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

【利用目的】

- 1. 保証委託の申込または継続的な利用等に際しての犯罪収益移転防止法に基づき本人確認、資格等の確認もしくは判断のため
2. 与信業務に際して個人情報や信用情報に関する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
3. 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
4. お客様との契約または法律等に基づく権利の行使もしくは業務の遂行のため
5. 市場調査またはデータ分析もしくはアンケートの実施等によるローン商品またはサービスの研究もしくは開発のため
6. 取引の解約または取引終了後の事後管理のため
7. その他、お客様との取引を円滑に履行するため
第3条 個人情報および個人関連情報の収集・保有・利用
1. 私は、本契約(本申込を含む。以下同じ。)を含む大分銀行および保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下、これを総称して「個人情報および個人関連情報」という。)を大分銀行および保証会社が安全管理措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。

第10条 大分銀行および大分銀行が利用する保証会社が加盟する個人信用情報機関と個人情報登録期間等

Table with 4 columns: (1)名称, (2)概要, (3)所在地, (4)電話番号、ホームページアドレス. Rows include 全国銀行個人信用情報センター(KSC), 株式会社シー・アイ・シー(CIC), 株式会社日本信用情報機構(JICC).

2. 登録情報の登録期間

Table with 3 columns: (1)個人信用情報機関名, (2)登録情報, (3)登録の期間. Rows include 全国銀行個人信用情報センター(KSC), シー・アイ・シー(CIC), 株式会社日本信用情報機構(JICC).

3. 各社が利用する個人信用情報機関

Table with 3 columns: 全国銀行個人信用情報センター(KSC), 株式会社シー・アイ・シー(CIC), 株式会社日本信用情報機構(JICC). Columns: 大分銀行, アコム株.

※○印は銀行、保証会社が加盟している個人信用情報機関。左記の3機関は相互に連携しています。
※個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(大分銀行および保証会社では行いません。)

第11条 個人情報の開示・訂正・削除

1. 私は、大分銀行、保証会社および第10条(大分銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関と個人情報登録期間等)に記載する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

- (1) 個人信用情報機関に登録されている情報について開示を求める場合には第10条記載の個人信用情報機関にご連絡ください。(大分銀行、保証会社では登録情報の開示はできません。)
(2) 大分銀行が保有する情報について開示を求める場合、銀行の窓口手続き方法をお問い合わせください。またはホームページでも掲載しております。
(3) 保証会社が保有する情報について開示を求める場合には下記【保証委託先のお問い合わせ窓口】記載の窓口にご連絡ください。
2. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、大分銀行および保証会社は速やかに訂正または削除

第12条 個人情報の取扱いに関する問い合わせ等の窓口

個人情報の開示・訂正・削除についてのお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申出につきましては、大分銀行の場合は窓口にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。保証会社は問合せ先は下記【保証会社のお問い合わせ窓口】にお問い合わせください。

第13条 個人情報の生命保険会社への提供

私は、本契約に団体生命保険を付保する場合、団体生命保険申込書兼告知書に記載の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態、ローン申込内容、職業等)を保険会社に提供することに同意します。なお、大分銀行は健康状態等の告知内容については保管しないこととします。

第14条 条項の変更

本同意書は、法令に定める手続きにより、必要な範囲で変更できるものとします。

保証会社のお問い合わせ窓口

アコム株
お電話さ相談センター 〒100-8307 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治堂生命ビル TEL0120-036-390

【認定個人情報保護団体】当社は個人情報の保護に関する法律に基づく認定保護団体である一般社団法人日本クレジット協会の会員となっております。
※アコム株は、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、情報セキュリティ管理責任者(情報セキュリティリスク管理部の担当役員)を配置しております。

認定個人情報保護団体 一般社団法人日本クレジット協会 相談受付 TEL(03)5645-3360

「大分銀行ハッピーカードローン（返済口座不要タイプ）」ローンカード暗証届

株式会社大分銀行 御中

私は、「大分銀行ハッピーカードローン（返済口座不要タイプ）」の取引に使用する暗証番号を以下の通り届けます。なお、本暗証届の暗証番号部分は銀行所定の時期に廃棄（裁断）されることに同意します。

太枠内をもれなくご記入ください。

お申込日	令和 年 月 日				
フリガナ		性別	1.男 2.女	生年月日	昭平令 年 月 日 ()歳
申込人お名前					
フリガナ					
ご自宅住所	〒□□□-□□□□ ※マンション名・アパート名、号室までご記入ください。				

暗証番号は同一番号、連続番号、生年月日、電話番号など、他人に推測されやすい番号はご使用いただけません。

【ご使用いただけない暗証番号の具体例】

項目	内容
同一番号	0000、1111、2222、3333、4444、5555、6666、7777、8888、9999
連続番号	0123、1234、2345、3456、4567、5678、6789、7890、8901、9012、0987、9876 8765、7654、6543、5432、4321、3210、2109、1098
生年月日	例：昭和60年（西暦1985年）11月15日生まれの方の場合 6011、6015、1115、1985、8511、8515
電話番号	電話番号4桁 例：ご自宅の電話番号が534-1130の場合、1130など

暗証番号

<銀行使用欄>

勘定店

支店（店番 ）

カードローン口座番号

□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---

ダイレクトセンター

検印

係印

--	--

「外国の重要な公人」確認シート

1. 「外国の重要な公人」とは

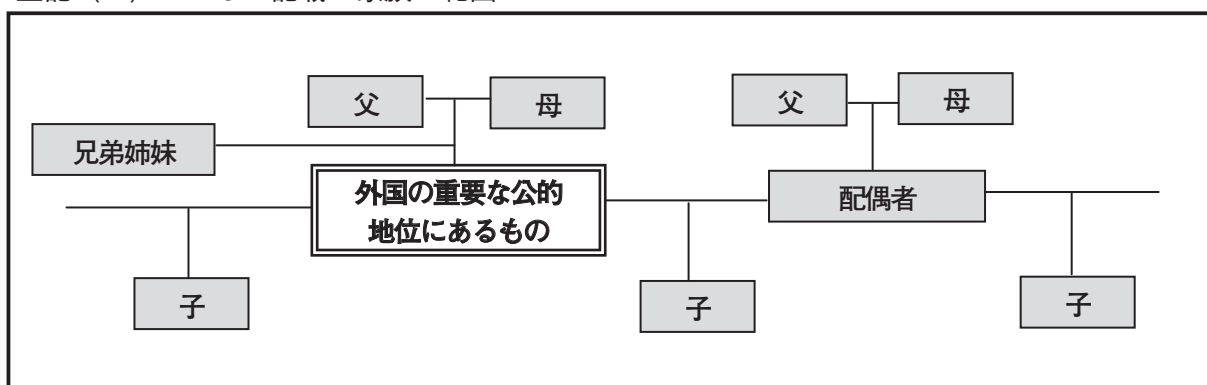
「外国の重要な公人」とは、「外国の重要な公的地位にある者」に該当する方または過去に該当した方を意味し、改正「犯罪収益移転防止法」の施行に伴い、お客さまが「外国の重要な公人」または「その家族」に該当するかどうかを、確認させていただくことが必要となりました。

2. 「外国の重要な公人」の範囲

(1) 該当する公的地位

項番	詳 細
1	外国の元首
2	外国において下記の職にある者
3	我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
4	我が国における衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長に相当する職
5	我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
6	我が国における特命全権大使・公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
7	我が国における統合幕僚長・幕僚副長、陸上幕僚長・幕僚副長、海上幕僚長・幕僚副長、航空幕僚長・幕僚副長に相当する職
8	中央銀行の役員
9	予算について国会の議決を経るかまたは承認を受けなければならない法人の役員
10	かつて上記1～8に記載している外国の重要な公的地位にあったもの
11	上記1～9の家族

(2) 上記(1) - 10に記載の家族の範囲



3. 確認項目

「外国の重要な公人」への該当性についてご記載ください。

記入日	年 月 日	氏 名	
外国の重要な公人	該当有無	公的地位・関係性	
	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当あり	国・地域名： 地位・職位：	本人との関係性：

※「外国の重要な公人」に該当する場合は、「該当あり」欄にチェックいただくとともに、具体的な該当性（国名や職位などの具体的な地位、本人との関係性（本人・配偶者・子など））をご記載ください。

※将来、「外国の重要な公人」またはその家族に該当した場合は、速やかに営業店窓口にご連絡ください。

<銀行使用欄>

検印	係印